審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

平成２１年１２月４日作成

法　令　等　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第５条の５第３項
処 分 の 概 要	技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法 第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、 第５条の５第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第１条（届出及び申請の手続） 第２２条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請 第２９条（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	書換え１日（行政庁の休日は含まない。）※ 再交付３日（うち経由期間１日。行政庁の休日は含まない。）※
申　請　先	住所地又は事業場（法人の場合）の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
問 い 合 わ せ 先	住所地又は事業場（法人の場合）の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
備　考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第２号）第２条第１項各号に掲げる府の休日をいう。